平成２８年（フ）第２１３３号
広島市西区草津東２丁目８番27―403号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市辻堂東海岸４丁目３番21号
破産者　岩田　満久
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３３６号
横浜市南区別所２丁目30番５号　シェ・ノートフ　ナトゲート101
破産者　石郷岡健一
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７８号
神奈川県藤沢市円行1868番地の１　メゾン青木Ｄ―202
破産者　山田陽一郎
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３５号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目20番５―101号　ドミール湘南
破産者　鈴木千恵美
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４１号
神奈川県大和市林間１丁目５番３号
破産者　金子美代子
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８０号
横浜市南区中村町３丁目207番地１　セラビ野口201
破産者　三ケ森四郎
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８５号
福岡県田川郡川崎町大字田原711番地の５、前住所川崎市中原区木月４丁目49番１―406号シティコート元住吉壱番館
破産者　濱村　孝治
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
新潟市江南区楚川甲174番地５、前住所新潟市中央区新和３丁目６番19号　メゾン新和Ｉ202号
破産者　小林　　到
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１２号
新潟市中央区天神尾１丁目11番２号　メリーオオクラ105号、前住所新潟市中央区日の出３丁目５番21号　サンコート35　10号
破産者　鈴木　千穂
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４号
福井県敦賀市葉原92号９番地の３
破産者　久甾島良人
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野２―69　Ｂ棟メゾン花水木101号室、住民票上の住所岐阜県可児郡御嵩町中1652番地７
破産者　五臓六腑須田屋本舗こと　須田　好之
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第４２号
静岡県御前崎市御前崎5738番地
破産者　横山　佳高
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
静岡県御前崎市御前崎5738番地
破産者　横山　清美
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
愛知県豊田市田中町４―35　第２聖心清風東寮　3312号、住民票上の住所北海道函館市日浦町120番地
破産者　木村　　庸
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
愛知県刈谷市東新町４丁目11番地５　ＳＯＣＩＯ刈谷東新町Ｂ棟207号
破産者　大城　栄徳
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２公団住宅51棟403号
破産者　向　　稔
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第７号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1623番地の２
破産者　峰岡　昌弘
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第１９６号
香川県小豆郡土庄町甲1747番地２
破産者　鎌田　安人
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係